

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

[illegible]

Issue 606・2018/11/13～2018/11/19

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 国家市场监督管理总局关于加快推进食品经营许可改革工作的通知..... 2
- 邮件快件实名收寄管理办法..... 2

二、最新资讯

- 《企业名称登记管理条例（送审稿）》公开征求意见..... 3
- 最高检明确规范办理涉民营企业案件执法司法标准..... 3

三、里兆解读

- 解读中国个税法修订的亮点（连载之一/共二篇）..... 4

四、近期热点话题..... 9

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 食品経営許可改革作業加速化に関する国家市場監督管理総局による通知..... 2
- 郵便・宅配便の集荷実名制管理弁法..... 2

二、新着情報

- 「企業名称登記管理条例(送審稿)」がパブリックコメントを募集している..... 3
- 最高人民検察院が民営企業に関わる事案を適正に取り扱うための司法上の法執行基準を明確にした..... 3

三、里兆解説

- 中国個人所得税法の改正での注目ポイントを読み解く(連載の一/全二回)..... 4

四、トピックス..... 9

一、最新中国法令

- [国家市场监督管理总局关于加快推进食品经营许可改革工作的通知](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国市监食经〔2018〕213号
【发布日期】2018-11-14
【内容提要】该通知提出优化食品经营许可条件、简化许可流程、缩短许可时限，加快推进电子化审批。包括：试点推行“告知承诺制”、优化许可事项、缩短许可时限、全面推行许可信息化。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201811/t20181114_277041.html

- [邮件快件实名收寄管理办法](#)

【发布单位】交通运输部
【发布文号】交通运输部令 2018 年第 24 号
【发布日期】2018-11-09
【内容提要】根据该办法：

- 寄件人交寄邮件、快件时，应当出示本人有效身份证件，如实填写邮件详情单、快递运单等寄递详情单。
- 寄递企业及其从业人员应对提供寄递服务过程中获取的用户身份信息严格保密，不得出售、泄露或非法提供寄递服务过程中知悉的用户信息。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://xxgk.mot.gov.cn/jigou/fqs/201811/t20181109_3126875.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

一、最新中国法令

- [食品经营许可改革作业加速化に関する国家市场监督管理总局による通知](#)

【発布機関】国家市場監督管理総局
【発布番号】国市監食経〔2018〕213号
【発布日】2018-11-14
【概要】本通知では、食品経営許可条件を最適化し、許可手続きを簡素化し、許可手続きの所要時間を短縮し、審査許可手続きの電子化を加速させることについて提言している。これには、「告知承諾制」の試行、許可事項の改善、許可手続き所要時間の短縮、許可手続き情報化の全面的な推進が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201811/t20181114_277041.html

- [郵便・宅配便の集荷実名制管理弁法](#)

【発布機関】交通運輸部
【発布番号】交通運輸部令 2018 年第 24 号
【発布日】2018-11-09
【概要】本弁法によると、以下の通りである。

- 差出人が郵便物、宅配物を発送する際には、自身の有効な本人証明書を提示し、郵便物送り状、宅配便送り状等の送り状伝票を偽りなく記入しなければならない。
- 配送企業及びその従業員は、配送過程で入手した利用者の身元情報についての秘密を厳格に保持しなければならない。配送過程で知り得た利用者情報を売却し、漏洩し又は不法に提供してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://xxgk.mot.gov.cn/jigou/fqs/201811/t20181109_3126875.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 《企业名称登记管理条例（送审稿）》公开征求意见

日前，司法部公布《企业名称登记管理条例（送审稿）》（下称《送审稿》），向社会公开征求意见（截止日期为 2018 年 12 月 09 日）。此次修订从体例和结构上进行了全面修改，简要介绍如下：

- 将企业名称核准制改为申报制。此次企业名称登记改革的重要目标是取消名称预先核准，实现企业名称自主直接申报。
- 完善企业名称登记程序。
- 放宽对企业集团子公司数量和注册资本总和等限制，并对集团母公司的公示义务作了相应规定。

（里兆律师事务所 2018 年 11 月 16 日编写）

● 「企业名称登记管理条例（送审稿）」がパブリックコメントを募集している

先頃、司法部が「企业名称登记管理条例（送审稿）」（以下、「送审稿」）を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は、2018 年 12 月 9 日である）。今回の改正では、形式及び構造まで全面的に修正している。以下の通り、簡潔に紹介する。

- 企業名称認可制を申告制に変更した。今般の企業名称登記改革における重点的な目標は、名称事前認可を廃止し、企業名称について、企業が自ら直接申請できるようにすることである。
- 企業名称登記手続きを整備した。
- 企業グループ子会社の数と登録資本金総額などの規制を緩和し、グループ親会社の公示義務について定めている。

（里兆法律事務所が 2018 年 11 月 16 日付で作成）

● 最高检明确规范办理涉民营企业案件执法司法标准

日前，最高人民法院梳理了 11 个问题，通过“检答网”提供给各级检察院用于办案指导。包括：

1. 关于如何准确区分经营活动中的正当融资行为与非法集资犯罪。
2. 关于如何严格适用非法经营罪，防止刑事打击扩大化。
3. 关于如何处理民营企业为开展正常经营活动而给付“回扣”、“好处费”的行为。
4. 关于如何准确区分民营企业参与国有企业重组改制过程中的产权纠纷与恶意侵占国有资产犯罪。
5. 关于如何准确区分涉民营企业案件个人犯罪和单位犯罪。
6. 关于如何通过立案监督防止以刑事手段插手经济纠纷。
7. 关于如何帮助民营企业防控风险。
8. 关于怎样慎重使用查封、扣押、冻结等强制性措施。
9. 关于可以不批准逮捕的情形。
10. 关于可以不起诉的情形。
11. 关于如何落实刑事诉讼法有关认罪认罚从宽的规定。

（里兆律师事务所 2018 年 11 月 16 日编写）

● 最高人民检察院が民营企业に関わる事案を適正に取り扱うための司法上の法執行基準を明確にした

先頃、最高人民法院は、11 項目の問題を整理し、「檢察業務 FAQ サイト」を通じて、事案取扱いのガイドラインとして、各級検察院に提供した。具体的には以下の内容が含まれる。

1. 経営活動における正当な資金調達行為と不法な資金調達犯罪をどのように正確に区別するかについて
2. 刑事事件の取締りが拡大されることを防止するために、不法経済罪をどのように厳格に適用するかについて
3. 民营企业が正常な経営活動を展開するために「キックバック」、「見返り料」を支払う行為をどのように処理するかについて
4. 民营企业が国有企業の再編・制度改革に参画する過程における財産権紛争と悪意の国有資産横領犯罪をどのように正確に区別するかについて
5. 民营企业に関わる事案における個人的犯罪と組織性犯罪をどのように正確に区別するかについて
6. 刑事的措置による経済紛争への介入を防ぐために、立件手続きに対する監督をどのように実施するかについて
7. 民营企业によるリスクの防止・抑制をどのようにして支援するかについて
8. 差押え、押収、凍結等強制措置を慎重に実施するための方法について
9. 逮捕を認めなくてもよい状況について
10. 起訴しなくてもよい状況について
11. 被疑者、被告人が自供し罪を認めれば、寛大に処罰することに関する刑事訴訟法の規定を着実に実施するための方法について

（里兆法律事務所が 2018 年 11 月 16 日付で作成）

三、里兆解读

● 解读中国个税法修订的亮点（连载之一/共二篇）

2018年08月31日，中国新修订的《个人所得税法》（以下简称“新法”，与新法中不同规定的称为“旧法”）由全国人大常委会审议通过，其中大部分条款自2019年01月01日起实施，新起征点和税率已于2018年10月01日起率先实施。与此同时，与新法配套实施的《个人所得税法实施条例》和《个人所得税专项附加扣除暂行办法》两项规定的征求意见稿（以下分别简称为“条例草案”和“暂行办法草案”）也已经于2018年10月20日在中国国税局官网上发布，向公众征求意见。本文将重点解读中国个税法修订的几大亮点。

■ 引入居民个人与非居民个人概念

旧法	新法
未直接定义税收居民，只列举了两种情形： 一是在中国境内有住所，或者无住所而在境内居住满1年的个人，从中国境内和境外取得的所得缴纳个人所得税。 二是在中国境内无住所又不居住或者无住所而在境内居住不满1年的个人，从中国境内取得的所得缴纳个人所得税。	居民个人，是指在中国境内有住所，或者无住所而一个纳税年度内在中国境内居住累计满183天的个人。居民个人从中国境内和境外取得的所得缴纳个人所得税。 非居民个人，是指在中国境内无住所又不居住，或者无住所而一个纳税年度内在中国境内居住累计不满183天的个人。非居民个人从中国境内取得的所得缴纳个人所得税。

在旧法中，“住满1年”是指在1年中单次离开不超过30日、累计离开不超过90日。相对而言，新法所规定的“居住满183天”明显降低认定门槛，将使部分境外人群更容易被认定为居民纳税人。需要说明的是，中国税法针对纳税人居住时间长短作了一些免税安排（例如旧法实施条例第6、7条），条例草案为维持政策稳定，仍平移了此前的相应政策，其中第4条和第5条分别规定，在中国境内无住所个人，构成居民纳税人连续不满五年或满五年但其间有单次离境超过30天情形的，其来源于中国境外的所得，经向主管税务机关备案，可以只就由中国境内企业和个人支付的部分缴纳个人所得税（即境外所得境外支付部分免税）。在中国境内无住

三、里兆解説

● 中国個人所得税法の改正での注目ポイントを読み解く（連載の一/全二回）

2018年8月31日、新たに改正された中国「個人所得税法」（以下「新法」という。新法との規定が異なるものを「旧法」という）が全国人民代表大会常務委員会にて審議のうえ可決された。そのうちの大部分の条項は2019年1月1日からの実施となるが、新たな課税所得基準額と税率は、2018年10月1日から他の施策に先駆けて実施されている。また、新法の関連文書として実施される予定の「個人所得税法实施条例」及び「個人所得税個別付加控除暫定弁法」の意見募集案（以下「条例案」、「暫定弁方案」という）が2018年10月20日に中国国税局の公式サイトで公表され、パブリックコメントを募集している。本稿では、中国個人所得税法の改正におけるいくつかの注目ポイントを重点的に読み解く。

■ 居住者個人および非居住者個人という概念を取り入れた

旧法	新法
税收居住者の定義を直接記載せずに、二通りの状況を列举するにとどまっていた。 ひとつは、中国国内に住所を有し、又は住所を有しないが国内居住期間が満1年に達する個人が、中国国内及び国外から取得する所得について、個人所得税を納付するという状況。 もうひとつは、中国国内に住所を有せず居住しない個人、又は住所を有せず国内居住期間が1年未満の個人が、国内から取得する所得について、個人所得税を納付するという状況。	居住者個人とは、中国国内で住所を有し、又は住所を有せず1納税年度において、中国国内での居住期間が累計して満183日に達する個人をいう。居住者個人は中国国内及び国外から取得する所得について、個人所得税を納付する。 非居住者個人とは、中国国内で住所を有せず居住もしない、又は住所を有しないが1納税年度内の中国国内での居住期間が累計183日未満の個人をいう。非居住者個人は中国国内から取得する所得について、個人所得税を納付する。

旧法において、「居住期間が満1年に達する」とは、1年において1回の出国が30日を超えないこと、又は出国累計日数が90日を超えないことをいう。相対的に見て、新法における「居住期間が183日に達する」規定は、認定のハードルを明らかに引き下げており、一部の外国人は居住者としての納税者により認定されやすくなる。なお、中国税法では、納税者の居住期間の長短により免税措置を設けられている（例えば、旧法の実施条例第6条、第7条）。条例案では、政策の安定性を図るため、係る旧政策を据え置くこととした。第4条と第5条では、それぞれ次の通り規定している。「中国国内に住所を有しない個人が、連続して5年未満居住する居住者納税者に該当する場合、又は満5年居住する居住者

所，且在一个纳税年度中在中国境内连续或者累计居住不超过 90 天的个人，其来源于中国境内的所得，由境外雇主支付并且不由该雇主在中国境内的机构、场所负担的部分，免于缴纳个人所得税（即境内所得境外支付部分免税）。因此，虽然新法降低了居民纳税人的门槛，但是条例草案相应的免税安排，仍将延续原来的优惠政策。

■ 新增重大变化

新法一方面建立分类与综合相结合的税制，另一方面建立个性化费用扣除制度，更加趋于合理。具体对比体现如下：

旧法	新法
第二条 下列各项个人所得，应纳个人所得税： （一）工资、薪金所得； （二）个体工商户的生产、经营所得； （三）对企事业单位的承包经营、承租经营所得； （四）劳务报酬所得； （五）稿酬所得； （六）特许权使用费所得； （七）利息、股息、红利所得； （八）财产租赁所得； （九）财产转让所得； （十）偶然所得； （十一）经国务院财政部门确定征税的其他所得。	第二条 下列各项个人所得，应当缴纳个人所得税： （一）工资、薪金所得； （二）劳务报酬所得； （三）稿酬所得； （四）特许权使用费所得； （五）经营所得； （六）利息、股息、红利所得； （七）财产租赁所得； （八）财产转让所得； （九）偶然所得。 居民个人取得前款第一项至第四项所得（以下称综合所得），按纳税年度合并计算个人所得税；非居民个人取得前款第一项至第四项所得，按月或者按次分项计算个人所得税。纳税人取得前款第五项至第九项所得，依照本法规定分别计算个人所得税。
第三条 个人所得税的税率： （一）工资、薪金所得，适用超额累进税	第三条 个人所得税的税率： （一）综合所得，适用百分之三至百分之四十五的超额累进税率（税率表

納税者に該当するがその間、1 回の出国が 30 日を超える状況が生じた場合、中国国外を源泉とする所得について、主管税務機関に届出を行うことで、中国国内企業及び個人が支払う部分についてのみ、個人所得税を納付することができる（つまり、国外所得で、国外が支払う部分については免税とする）。「中国国内に住所を有せず、かつ 1 納税年度に中国国内において連続又は累計 90 日を超えない範囲で居住する個人は、中国国内を源泉とする所得は、国外の使用者が支払い、且つ当該使用者の中国国内にある機構、場所が負担しない部分については、個人所得税の納付を免除する（つまり、国内所得で、国外が支払う部分については免税とする）」。上記をまとめると、新法は居住者納税者認定のハードルを引き下げたものの、条例案に係る免税措置について、これまでの優遇措置を据え置くこととした。

■ 重要な変更点が新たに増えた

新法は項目別化と総合化とを融合させた税制を構築すると同時に、個性化した控除額制度を構築することで、さらなる合理化が進められており、下表にて具体的に比較する。

旧法	新法
第二条 次の各号に規定する個人所得については、個人所得税を納付しなければならない。 （一）賃金、給与所得。 （二）個人事業者の生産、経営生産、所得。 （三）企業、事業組織に対する請負経営、リース事業所得。 （四）労務報酬所得。 （五）原稿報酬所得。 （六）ライセンス使用料所得。 （七）利子、配当、割増配当所得。 （八）財産賃貸所得。 （九）財産譲渡所得。 （十）一時所得。 （十一）国务院財政部門が課税を定めるその他の所得。	第二条 次の各号に規定する個人所得については、個人所得税を納付しなければならない。 （一）賃金、給与所得。 （二）労務報酬所得。 （三）原稿報酬所得。 （四）ライセンス使用料所得。 （五）事業所得。 （六）利子、配当、割増配当所得。 （七）財産賃貸所得。 （八）財産譲渡所得。 （九）一時所得。 居住者個人が前項第一号乃至第四号までの所得（以下「総合所得」という）を取得する場合、納税年度ごとに個人所得税を合算する。非居住者個人が前項第一号乃至第四号までの所得を取得する場合、毎月又は毎回ごとに、項目別に個人所得税を計算する。納税者が前項第五号乃至第九号までの所得を取得する場合、本法の規定に従い、それぞれ個人所得税を計算する。
第三条 個人所得税の税率は、以下の通りとする。 （一）賃金、給与所得には、超過累進税率を適用する（後文に税率表を	第三条 個人所得税の税率は、以下の通りとする。 （一）総合所得には、3%から 45%の超過累進税率を適用する（後文に税率表を

率，税率为百分之三至百分之四十五（税率表附后）。 （二）个体工商户的生产、经营所得和对企事业单位的承包经营、承租经营所得，适用百分之五至百分之三十五的超额累进税率（税率表附后）。 （三）稿酬所得，适用比例税率，税率为百分之二十，并按应纳税额减征百分之三十。 （四）劳务报酬所得，适用比例税率，税率为百分之二十。对劳务报酬所得一次收入畸高的，可以实行加成征收，具体办法由国务院规定。 （五）特许权使用费所得，利息、股息、红利所得，财产租赁所得，财产转让所得，偶然所得和其他所得，适用比例税率，税率为百分之二十。	附后）； （二）经营所得，适用百分之五至百分之三十五的超额累进税率（税率表附后）； （三）利息、股息、红利所得，财产租赁所得，财产转让所得和偶然所得，适用比例税率，税率为百分之二十。	用し、税率は 3%から 45%とする（後文に税率表を添付）。 （二）個人事業者の生産、経営所得及び企業、事業組織に対する請負経営、リース事業所得には、5%から 35%の超過累進税率を適用する（後文に税率表を添付）。 （三）原稿報酬所得には、比例税率を適用し、税率は 20%とし、かつ納付すべき税額から 30%を減額して徴収する。 （四）労務報酬所得には、比例税率を適用し、税率は 20%とする。労務報酬所得の 1 回の収入額が極端に大きい場合は、割増徴収を実施することができる。具体的な方法は、国务院が規定する。 （五）ライセンス使用料所得、利子、配当、割増配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得及びその他の所得には、比例税率を適用し、税率は 20%とする。	添付）。 （二）事業所得には、5%から 35%の超過累進税率を適用する（後文に税率表を添付）。 （三）利子、配当、割増配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得及び一時所得には、比例税率を適用し、税率は 20%とする。
第六条 应纳税所得额的计算： （一）工资、薪金所得，以每月收入额减除费用三千五百元后的余额，为应纳税所得额。 （二）个体工商户的生产、经营所得，以每一纳税年度的收入总额减除成本、费用以及损失后的余额，为应纳税所得额。 （三）对企事业单位的承包经营、承租经营所得，以每一纳税年度的收入总额，减除必要费用后的余额，为应纳税所得额。 （四）劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得、财产租赁所得，每次收入	第六条 应纳税所得额的计算： （一）居民个人的综合所得，以每一纳税年度的收入额减除费用六万元以及专项扣除、专项附加扣除和依法确定的其他扣除后的余额，为应纳税所得额。 （二）非居民个人的工资、薪金所得，以每月收入额减除费用五千元后的余额为应纳税所得额；劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得，以每次收入额为应纳税所得额。 （三）经营所得，以每一纳税年度的收入总额减除成本、费用以及损失后的余额，为应纳税所得额。 （四）财产租赁所得，每次收入不超过四千元的，	第六条 課税所得額の計算は、以下の規定に従う。 （一）賃金、給与所得については、毎月の収入額から費用 3,500 元を控除した後の残額を課税所得額とする。 （二）個人事業者の生産、経営所得については、各納税年度の収入総額から原価、費用及び損失を控除した後の残額を課税所得額とする。 （三）企業、事業組織に対する請負経営、リース事業所得について、各納税年度の収入総額から必要費用を控除した後の残額を課税所得額とする。 （四）労務報酬所得、原稿報酬所得、ライセンス使用料所得、財産賃貸所得については、毎回の	第六条 課税所得額の計算は、以下の規定に従う。 （一）居住者個人の総合所得については、各納税年度の収入額から費用 6 万元及び個別控除項目、個別付加控除項目並びに法に依拠し確定するその他の控除項目を控除した後の残額を課税所得額とする。 （二）非居住者個人の賃金、給与所得については、毎月の収入額から費用 5,000 元を控除した残額を課税所得額とする。労務報酬所得、原稿報酬所得、ライセンス使用料所得については、毎回の収入額を課税所得額とする。 （三）事業所得については、各納税年度の収入総額から原価、費用及び損失を控除した後の残額を課税所得額とする。 （四）財産賃貸所得については、毎回の収入が 4,000

不超过四千元的，减除费用八百元；四千元以上的，减除百分之二十的费用，其余额为应纳税所得额。 （五）财产转让所得，以转让财产的收入额减除财产原值和合理费用后的余额，为应纳税所得额。 （六）利息、股息、红利所得，偶然所得和其他所得，以每次收入额为应纳税所得额。 个人将其所得对教育事业和其他公益事业捐赠的部分，按照国务院有关规定从应纳税所得中扣除。 对在中国境内无住所而在中国境内取得工资、薪金所得的纳税义务人和在中国境内有住所而在中国境外取得工资、薪金所得的纳税义务人，可以根据其平均收入水平、生活水平以及汇率变化情况确定附加减除费用，附加减除费用适用的范围和标准由国务院规定。	减除费用八百元；四千元以上的，减除百分之二十的费用，其余额为应纳税所得额。 （五）财产转让所得，以转让财产的收入额减除财产原值和合理费用后的余额，为应纳税所得额。 （六）利息、股息、红利所得和偶然所得，以每次收入额为应纳税所得额。 劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得以收入减除百分之二十的费用后的余额为收入额。稿酬所得的收入额减按百分之七十计算。 个人将其所得对教育、扶贫、济困等公益慈善事业进行捐赠，捐赠额未超过纳税人申报的应纳税所得额百分之三十的部分，可以从其应纳税所得额中扣除；国务院规定对公益慈善事业捐赠实行全额税前扣除的，从其规定。 本条第一款第一项规定的专项扣除，包括居民个人按照国家规定的范围和标准缴纳的基本养老保险、基本医疗保险、失业保险等社会保险费和住房公积金等；专项附加扣除，包括子女教育、继续教育、大病医疗、住房贷款利息或者住房租金、赡养老人等支出，具体范围、标准和实施步骤由国务院确定，并报全国人民代表大会常务委员会备案。	收入が 4,000 元を超えない場合には費用 800 元を控除し、4,000 元を超える場合には、20%の費用を控除し、その残額を課税所得額とする。 （五）財産譲渡所得については、財産譲渡の収入額から財産の取得原価及び合理的費用を控除した後の残額を課税所得額とする。 （六）利子、配当、割増配当所得、一時所得及びその他の所得については、毎回の収入額を課税所得額とする。 個人がその所得を教育事業及びその他の公益事業に寄付した部分については、国务院の関連規定に従い課税所得から控除する。 中国国内に住所を有せず中国国内で賃金、給与所得を取得する納税義務者、及び中国国内に住所を有し中国国外で賃金、給与所得を取得する納税義務者については、その平均した収入水準、生活水準及び為替レートの変動状況に基づき、付加控除額を確定することができる。付加控除額の適用範囲及び基準は、国务院が規定する。	元を超えない場合には、費用 800 元を控除し、4,000 元を超える場合には 20%の費用を控除し、その残額を課税所得額とする。 （五）財産譲渡所得については、財産譲渡の収入額から財産の取得原価及び合理的費用を控除した後の残額を課税所得額とする。 （六）利子、配当、割増配当所得及び一時所得については、毎回の収入額を課税所得額とする。 労務報酬所得、原稿報酬所得、ライセンス使用料所得については、収入から 20%の費用を控除した後の残額を収入額とする。原稿報酬所得の収入額については、70%に減じて計算する。 個人がその所得を教育、困窮者支援などの公益慈善事業に寄付し、寄付額が納税者の申告した課税所得額の 30%を超えない部分については、その課税所得額から控除することができる。国务院の規定により、公益慈善事業への寄付について全額の税引前控除を実施する場合、その規定に従う。 本条第一項第一号で規定する個別控除項目には、居住者個人が国の規定した範囲及び基準に従い納付する基本養老保険、基本医療保険、失業保険などの社会保険料及び住宅積立金などが含まれる。個別付加控除項目には、子女教育、继续教育、大病医療、住宅ローン利子又は住宅賃料、高齢者扶養などの支出が含まれる。範囲、基準及び実施手順の詳細は、国务院が確定し、かつ全国人民代表大会常務委員会へ報告し届け出る。
---	--	--	--

根据上述对比中可看出，新法在如下几方面做出了调整：

➤ 起征点确定为每月人民币（下同）5000 元：

此外，新法规定，居民个人的综合所得，以每一纳税年度的收入额减除费用 6 万元以及专项

これらの比較を通じて、新法では以下の方面で調整が行われたことがわかる。

➤ 課税所得基準額がひと月（以下同様）5,000 元に確定された。

また、新法によると、居住者個人の総合所得については、各納税年度の収入額から費用 6 万元及び

扣除、专项附加扣除和依法确定的其他扣除后的余额，为应纳税所得额。

➤ 多项支出可抵税：

专项附加扣除是本次个人所得税改革的一大亮点，是指个人所得税法规定的子女教育、继续教育、大病医疗、住房贷款利息、住房租金和赡养老人等 6 项专项附加扣除。其中根据暂行办法草案，纳税人的子女接受学前教育和学历教育的相关支出，按每个子女每年 1.2 万元（每月 1000 元）标准定额扣除；纳税人接受学历或非学历继续教育的支出，在规定期间可按每年 3600 元或 4800 元定额扣除；大病医疗支出方面，纳税人在一个纳税年度内发生的自负医药费用超过 1.5 万元部分，可在每年 6 万元限额内据实扣除；住房贷款利息方面，纳税人本人或配偶发生的首套住房贷款利息支出，可按每月 1000 元标准定额扣除；住房租金根据纳税人承租住房所在城市的不同，按每月 800 元到 1200 元定额扣除；赡养老人支出方面，纳税人赡养 60 岁（含）以上父母的，按照每月 2000 元标准定额扣除，其中，独生子女按每人每月 2000 元标准扣除，非独生子女与其兄弟姐妹分摊每月 2000 元的扣除额度。此外，暂行办法草案明确，个人所得税专项附加扣除遵循公平合理、简便易行、切实减负、改善民生的原则，并明确根据教育、住房、医疗等民生支出变化情况，适时调整专项附加扣除范围和标准。采取定额扣除的方式，计算起来相对简便易行，且扣除力度较大，理论上有助于改善民生，切实减轻居民税收负担。

➤ 取消外籍个人加计扣除：

取消了外籍个人取得工资薪金所得每月允许加计扣除 1300 元，和中国居民个人一样，工资薪金所得统一按每月允许扣除 5000 元。其中，非居民个人不适用综合所得的概念，工资、薪金所得，劳务报酬所得，稿酬所得和特许权使用费所得，仍按单项计算，按月或按次缴纳税款。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在下期《里兆法律资讯》中，我们将对个税法修订的其他要点进行解读。请继续关注。

（里兆律师事务所 2018 年 11 月 16 日编写）

个别扣除项目、个别附加扣除项目並びに法に依拠し確定するその他の扣除項目を控除した後の残額を課税所得額とすると定められている。

➤ 複数項目の支出は税控除対象となる。

個別付加控除とは、個人所得税法で規定する子女教育、继续教育、大病医療、住宅ローン利子、賃料及び高齢者扶養など 6 の個別付加控除項目をいい、今回の個人所得税改革において注目に値するポイントのひとつである。暫定弁法案に基づく、納税者の子女の就学前教育及び学校教育を受けるための係る支出について、1 年間で子女 1 人あたり 1.2 万元（ひと月 1,000 元）の基準で定額控除とする。納税者が学校教育又は继续教育を受けるための支出について、所定期間内において 1 年で 3,600 元又は 4,800 元で定額控除を受けることができる。大病医療の支出に関して、納税者が 1 納税年度内に発生した医療費の自己負担分が 1.5 万元を超えた部分について、1 年で 6 万元の限度枠以内に、実際発生額に従い控除することができる。住宅ローン利子に関して、納税者本人又は配偶者で発生した 1 軒目の住宅ローンの利子支出について、ひと月 1,000 元の基準で定額控除を受けることができる。賃料については、納税者が賃貸する住宅の位置する都市によって、ひと月 800 元から 1,200 元までの間で定額控除とする。高齢者扶養の支出に関して、納税者が 60 歳（60 歳を含む）以上の父母を扶養する場合、ひと月 2,000 元の基準で定額控除とする。そのうち、一人っ子の場合は毎月 1 人あたり 2,000 元の基準で控除し、一人っ子でない場合は、その兄弟姉妹と合算し、ひと月 2,000 元の控除限度額を均等に分ける。また、暫定弁法案では、個人所得税個別付加控除について公正・合理化、簡単・容易に実行可能、税負担軽減を確実に実施、人々の暮らしの改善という原則に従うことを明確にし、且つ教育、住宅、医療などの民生支出の変動に応じて、個別付加控除の範囲及び基準を適時に調整すると明記している。定額控除の方式を通じて、計算をやりやすくし、且つ控除額もやや大きめであり、理論的には、人々の暮らしを改善し、税負担を確実に軽減することにつながる。

➤ 外国籍個人に対する追加控除項目を廃止する。

外国籍個人が取得する賃金給与所得については、毎月 1,300 元の追加控除を認めていたが、これを廃止し、中国居住者個人と同様に、賃金給与所得について一律に毎月 5,000 元の控除を認めるとしている。また、非居住者には総合所得という概念が適用されないため、賃金、給与所得、労働報酬所得、原稿報酬所得及びライセンス使用料所得についてはこれまでと変わらず、それぞれ単独項目で計算し、毎月又はその都度税金を納付する。

紙面に限りがあるため、まずは以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において、個人所得税法改正のその他ポイントについて、解説する。

（里兆法律事務所が 2018 年 11 月 16 日付で作成）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 职场性骚扰
- 财产保全的线索与方法
- 高尔夫球场会员索赔的诉讼时效

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 職場でのセクハラ
- 財産保全の手がかりと方法
- ゴルフ場会員による賠償請求の訴訟時効